

令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年10月末現在)

室蘭労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年同期			対前年		業種割合	令和5年確定値		
	死 亡 〔 〕内は 転倒災害	休 業 〔 〕内は 転倒災害	合 計 〔 〕内は 転倒災害	死 亡 〔 〕内は 転倒災害	休 業 〔 〕内は 転倒災害	合 計 〔 〕内は 転倒災害	増 減 数	増 減 率		死 亡	休 業	合 計
全産業合計	2	173 (75)	175 (75)	3	215 (71)	218 (71)	-43	-19.7	100.0	3	290	293
製造業	1	17 (4)	18 (4)		33 (15)	33 (15)	-15	-45.5	10.3		42	42
食料品		5 (3)	5 (3)		13 (6)	13 (6)	-8	-61.5	2.9		15	15
木材木製品								-				
窯業・土石		2 (1)	2 (1)		2	2			1.1		4	4
鉄鋼業	1	4	5		5 (3)	5 (3)			2.9		7	7
金属・機械		2	2		3	3	-1	-33.3	1.1		4	4
輸送用機械		1	1		2 (1)	2 (1)	-1	-50.0	0.6		3	3
その他の製造業		3	3		8 (5)	8 (5)	-5	-62.5	1.7		9	9
鉱業・土石採取業								-				
建設業		22 (5)	22 (5)		26 (8)	26 (8)	-4	-15.4	12.6		33	33
土木工事業		4 (2)	4 (2)		2 (1)	2 (1)	2	100.0	2.3		5	5
建築工事業		13 (3)	13 (3)		13 (4)	13 (4)			7.4		15	15
木造建築業		4	4		7 (1)	7 (1)	-3	-42.9	2.3		9	9
その他の建設業		1	1		4 (2)	4 (2)	-3	-75.0	0.6		4	4
道路貨物運送業		16 (5)	16 (5)		9 (2)	9 (2)	7	77.8	9.1		16	16
その他の運輸業		4 (2)	4 (2)		7 (3)	7 (3)	-3	-42.9	2.3		6	6
陸上貨物取扱業								-				
港湾運送業		2	2		1 (1)	1 (1)	1	100.0	1.1		1	1
林業		2 (1)	2 (1)		1 (1)	1 (1)	1	100.0	1.1		2	2
漁業		1	1				1	-	0.6			
卸売・小売業	1	34 (18)	35 (18)		29 (13)	29 (13)	6	20.7	20.0		42	42
社会福祉施設		28 (10)	28 (10)		20 (8)	20 (8)	8	40.0	16.0		41	41
旅館業		3 (1)	3 (1)		5 (3)	5 (3)	-2	-40.0	1.7		7	7
清掃業		16 (14)	16 (14)	2	14 (5)	16 (5)			9.1		2	16
上記以外の事業		28 (15)	28 (15)	1	70 (12)	71 (12)	-43	-60.6	16.0		1	84

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したもので、〔 〕内の数字は、転倒災害の件数で内数です。

本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。本統計表は北海道労働局ホームページでダウンロードができます。

令和6年度 室蘭労働基準監督署スローガン【いぶりの地から安全宣言 みんなで守ろう快適職場】

○建設工事追い込み期労働災害防止運動

本年度も例年建設業の死傷労働災害は追い込み期に当たる10月から12月に労働災害が多発する傾向にあるため、本年度も本運動を展開いたします。

次のQRコードからリーフレット等をダウンロードできます。



建設工事追い込み期労働災害防止運動
リーフレット等掲載場所



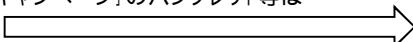
北海道労働局メッセージ動画
(北海道労働局 YouTube)



室蘭労働基準監督署
からのお知らせ

○ 11月は過労死等防止啓発月間です

「過労死等防止月間」及び「過重労働解消キャンペーン」のパンフレット等は次のQRコードからダウンロードできます。



↑↑↑↑↑↑↑↑
石綿総合情報
ポータルサイト

北海道最低賃金は、令和6年10月1日から時間額1010円に改訂されました。

なお、日給や月給についても最低賃金が適用になります。支払っている金額を確認してください。

令和6年 死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	3	13時台	その他の卸売業	はさまられ、まれ、巻き込まれ	建設機械等	金属の回収及び販売を行う事業場において、事業者が午後からトラックに荷積みするための準備作業をグラップルを使用して行っていた。グラップルを旋回させたところ上部旋回体後部とその近傍の成形された金属廃品との間に被災者の胸部が挟まれたもの。
2	7	16時台	製鉄・圧延業・製鋼・	有害物接觸等との	有害物	熱風炉の点火前パージ作業により、熱風炉上部に設置されている排気口から一酸化炭素を大量に含む高炉ガスが排出された時、同熱風炉に隣接する建屋内から外に出た被災者が当該高炉ガスを吸い込み、一酸化炭素中毒を発症し死亡したもの。

令和5年 死亡労働災害事例

番号	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害の状況
1	2	7時台	その他の商業	おぼれ	建築物、構築物	被災者は営業担当として、自社が行う外国船への荷の積み込み作業に関して、荷主と打ち合わせを行った後、打ち合わせを行った場所から外国船が停められている岸壁側に向かって歩いている途中に誤って岸壁から海面に墜落したもの。 災害発生時現認者はいなかったが、荷主の責任者等が海面に浮いている被災者を発見して、救出したものの、搬送先の病院にて死亡したもの。
2	4	13時台	清掃・と畜業	はさまられ、まれ、巻き込	その他の機械一般動力	堆肥製造を行う事業場の、2次醸酵棟と呼ばれる堆肥の発酵とふるい分けを行う施設内で、被災者はトロンメルと呼ばれる堆肥とゴミを選別する機械と当該機械の覆いの間で意識のない状態で発見されたもの。
3	5	9時台	清掃・と畜業	飛来、落下	その他の機械一般動力	被災者は、高圧洗浄水による圧力容器内部の清掃作業のため、当該洗浄水を圧送するための高圧洗浄車の横で機械操作を行っていたところ、何らかの原因で高圧洗浄車のポンプから圧送用のホースが外れ、ポンプ内部より噴き出した高圧水が被災者の頭部に直撃したもの。